【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第44期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社大戸屋ホールディングス
【英訳名】	OOTOYA Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　三森　智仁
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
【電話番号】	045-577-0357（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　　新井　健治
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
【電話番号】	045-577-0357（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長　　新井　健治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第43期 中間連結会計期間	第44期 中間連結会計期間	第43期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（百万円）	17,752	20,710	37,016
経常利益	（百万円）	1,085	1,101	2,206
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（百万円）	673	649	1,233
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	622	697	1,309
純資産額	（百万円）	3,735	5,010	4,421
総資産額	（百万円）	10,490	11,834	11,907
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	92.85	89.50	170.00
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	33.2	39.4	34.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,453	1,061	3,142
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,065	△957	△1,634
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,937	△440	△2,237
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	2,596	3,196	3,518

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

ａ.経営成績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、中東情勢や物価上昇の影響等が見られるものの、景気は緩やかに回復しています。一方で、国際情勢や金融資本市場の変動等による影響には引き続き注視が必要な状況です。

外食産業におきましては、台風等の自然災害や悪天候の影響が見られたものの、緩やかな回復基調は継続しています。他方で、食材価格や人件費の高騰によるコストの増加が継続しており、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、持続的な成長を続けるために中期経営計画で掲げている「売上高増による利益体質の強化」の実現に向け、「既存事業の改善と更なる発展」等への取り組みを行っております。

メニュー施策に関しては、グランドメニューを一部改訂したほか、季節商材を使用した数量限定メニューや有名モデル兼料理家と共同開発した期間限定メニューを販売いたしました。また、初の夏限定福袋「大戸屋サマーバッグ夏のきんちゃく」を、数量限定で販売いたしました。

サステナビリティの重点課題の一つである「地域・社会への貢献」に関する取り組みとして、かながわSDGsパートナー企業同士の共同企画として、親子向け食育・料理教室を開催し、食と健康に関する学びの機会創出に取り組みました。また、次世代を担う子どもたちへの就業体験の機会創出を目的とした東京都の中高生向け職業体験施策に参画いたしました。

この結果、当社グループの当中間連結会計期間の業績は、売上高207億10百万円（前年同期比16.7%増）、営業利益10億90百万円（前年同期比3.0%増）、経常利益11億１百万円（前年同期比1.5%増）となり、親会社株主に帰属する中間純利益は６億49百万円（前年同期比3.5%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 国内直営事業

国内直営事業においては、グランドメニューを一部改訂し、鶏むね肉を使ったメニューや新たな焼き魚メニューを追加したほか、季節メニューとして、「鹿児島県産うな重」や済州島海域で獲れた「真あじの大判あじフライ」等の数量限定メニューの販売や、有名モデル兼料理家と“愛情”“家庭料理”をテーマに共同開発した「愛情めし」、スパイスの効いた夏季限定の「スパイス香る 辛旨ごはん」等の期間限定メニューを販売いたしました。

また、「夏だから、おうちでゆっくり」をテーマに、夏のおうち時間がちょっと楽しくなるアイテムをセットにした初の夏限定福袋「大戸屋サマーバッグ夏のきんちゃく」を、数量限定で販売した結果、売上高は前年同期を上回りました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」２店舗を新規出店し、「ASIAN CAFE 蓮屋珈琲店」１店舗を閉店いたしました。

これにより、当中間連結会計期間末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」155店舗、その他３店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当中間連結会計期間の売上高は127億50百万円（前年同期比15.9%増）、セグメント利益は４億45百万円（前年同期比12.3%減）となりました。

② 国内フランチャイズ事業

国内フランチャイズ事業においても、国内直営事業同様に、グランドメニュー改訂、期間限定メニュー及び数量限定メニューの販売、夏限定福袋「大戸屋サマーバッグ夏のきんちゃく」を販売した結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期を上回りました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」２店舗を新規出店いたしました。

これにより、当中間連結会計期間末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」170店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当中間連結会計期間の売上高は59億86百万円（前年同期比24.3%増）、セグメント利益は９億94百万円（前年同期比15.4%増）となりました。

③ 海外直営事業

海外直営事業においては、季節限定メニューの販売等を実施いたしました。米国においては、加えて、炉端焼きメニューの導入、テイクアウトの強化を行いました。

当中間連結会計期間末における海外直営事業に係る稼働店舗数として９店舗（香港大戸屋有限公司が香港において４店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州において４店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国において１店舗）を展開しております。

以上の結果、海外直営事業の当中間連結会計期間の売上高は14億18百万円（前年同期比4.6%減）、セグメント損失は94百万円（前年同期は51百万円の損失）となりました。

④ 海外フランチャイズ事業

海外フランチャイズ事業においては、グランドメニューの変更、季節限定メニューなど各国・地域ごとに販売促進活動を行った結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期を上回りました。

当中間連結会計期間末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数として139店舗（タイ王国において64店舗、台湾において54店舗、インドネシア共和国において19店舗、カンボジア王国において１店舗、フィリピン共和国で１店舗）を展開しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当中間連結会計期間の売上高は１億83百万円（前年同期比14.9%増）、セグメント利益は55百万円（前年同期比35.5%増）となりました。

⑤ その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当中間連結会計期間末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

その他の当中間連結会計期間の売上高は３億70百万円（前年同期比28.5%増）、セグメント利益は86百万円（前年同期比75.7%増）となりました。

b.財政状態

（資産）

当中間連結会計期間末の流動資産は、現金及び預金34億46百万円を主なものとして57億82百万円（前連結会計年度末比0.8%減）、固定資産は、店舗等の有形固定資産36億48百万円と敷金及び保証金17億80百万円を主なものとして60億52百万円（同0.5%減）であり、資産合計では118億34百万円（同0.6%減）となりました。これは主に、現金及び預金が78百万円減少し、売掛金が１億80百万円減少したことによるものです。

（負債）

当中間連結会計期間末の流動負債は、買掛金16億58百万円、１年内返済予定の長期借入金２億円及び未払金13億18百万円を主なものとして49億35百万円（前連結会計年度末比10.0%減）、固定負債は、長期借入金５億円、資産除去債務８億97百万円を主なものとして18億88百万円（同5.6%減）であり、負債合計では68億23百万円（同8.8%減）となりました。これは主に、未払金が３億61百万円減少し、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）が３億円減少したことによるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間末の純資産は、50億10百万円（前連結会計年度末比13.3%増）となり、自己資本比率は39.4%となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益６億49百万円の計上と配当金の支払いにより利益剰余金が５億４百万円増加したことによるものです。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により10億61百万円を獲得し、投資活動により９億57百万円を使用し、財務活動により４億40百万円を使用した結果、31億96百万円（前年同期比23.1%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動の結果、獲得した資金は10億61百万円（前年同期は14億53百万円の収入）となりました。これは主に、法人税等の支払額３億40百万円、未払金の減少額１億33百万円など減少要因があったものの、税金等調整前中間純利益10億38百万円、減価償却費３億54百万円の計上など増加要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動の結果、使用した資金は９億57百万円（前年同期は10億65百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出６億94百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動の結果、使用した資金は４億40百万円（前年同期は19億37百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出３億円、配当金の支払額１億40百万円によるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更及び新たに生じた要因はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	28,720,000
第１回優先株式	50
計	28,720,050

（注）　当社の定款第６条の定めによる、当社の普通株式及び第１回優先株式を併せた発行可能株式総数であります。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,267,800	7,267,800	東京証券取引所スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,267,800	7,267,800	―	―

（注）１．提出日現在発行数には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

２．当社定款に第１回優先株式を発行することができる旨を規定しておりますが、この半期報告書提出日現在、発行した第１回優先株式はありません。

なお、当社定款に規定している第１回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は１株であります。

(2) 優先配当金

① 第１回優先配当金

期末配当金を支払うときは、第１回優先株式を有する株主（以下、「第１回優先株主」という。）又は第１回優先株式の登録株式質権者（以下、「第１回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第１回優先株式１株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）の金銭（以下、「第１回優先配当金」という。）を支払う。第１回優先配当金＝100,000,000円×3.5%

② 累積条項

ある事業年度において、第１回優先株主又は第１回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第１回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第１回優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第１回優先株主又は第１回優先登録株式質権者に支払う。

③ 非参加条項

第１回優先株主又は第１回優先登録株式質権者に対しては、第１回優先配当金を超えて配当はしない。

④ 第１回優先中間配当金

中間配当を支払うときは、第１回優先株主又は第１回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第１回優先株式１株につき第１回優先配当金の２分の１に相当する額の金銭（以下、「第１回優先中間配当金」という。）を支払う。

第１回優先中間配当金が支払われた場合においては、第１項の第１回優先配当金の支払いは、第１回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第１回優先株主又は第１回優先登録株式質権者に対し、第１回優先株式１株につき、100,000,000円に下記に定める第１回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第１回経過優先配当金相当額

第１回優先株式１株当たりの第１回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第１回優先配当金について、１年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第１回優先株主又は第１回優先登録株式質権者に対して第１回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

第１回優先株式の発行より３年超に亘り行使可能期間の制限が設けられていることから、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を最小限に留め得るものと考えております。

(5) 議決権条項

第１回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第２項に関する定めはしていない。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年８月12日（注）１	4,500	7,267,800	18	2,078	18	602

（注）１．譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行によるものであります。

発行価額　8,280円

資本組入額　4,140円

割当先　当社の取締役２名（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く）及び当社の取締役を兼務しない執行役員３名

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号	3,388	46.65
株式会社日本アクセス	東京都品川区西品川一丁目１番１号	50	0.69
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	44	0.62
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番５号	37	0.51
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目４番９号	27	0.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510795 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02 101 U. S. A. （東京都港区港南二丁目15番１号）	22	0.30
大戸屋従業員持株会	神奈川県横浜市西区北幸一丁目１番８号	21	0.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505004 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS （東京都港区港南二丁目15番１号）	15	0.22
蔵人　賢樹	神奈川県横浜市	15	0.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS （東京都港区港南二丁目15番１号）	14	0.20
計	－	3,636	50.06

（注）大戸屋従業員持株会は、2026年10月５日に神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号に住所変更しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号	33,882	46.69
株式会社日本アクセス	東京都品川区西品川一丁目１番１号	500	0.69
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	449	0.62
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番５号	370	0.51
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目４番９号	270	0.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510795 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02 101 U. S. A. （東京都港区港南二丁目15番１号）	221	0.30
大戸屋従業員持株会	神奈川県横浜市西区北幸一丁目１番８号	213	0.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505004 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS （東京都港区港南二丁目15番１号）	159	0.22
蔵人　賢樹	神奈川県横浜市	150	0.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS （東京都港区港南二丁目15番１号）	146	0.20
計	－	36,360	50.10

（注）大戸屋従業員持株会は、2026年10月５日に神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号に住所変更しております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 5,100	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,256,800	72,568	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 5,900	―	―
発行済株式総数	7,267,800	―	―
総株主の議決権	―	72,568	―

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社大戸屋ホールディングス	神奈川県横浜市 西区北幸一丁目１番８号	5,100	―	5,100	0.07
計	―	5,100	―	5,100	0.07

（注）2026年10月５日に、神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号に住所変更しております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,525	3,446
売掛金	1,550	1,369
原材料及び貯蔵品	118	142
その他	645	839
貸倒引当金	△11	△15
流動資産合計	5,827	5,782
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,123	2,249
工具、器具及び備品（純額）	1,264	1,269
その他（純額）	189	129
有形固定資産合計	3,578	3,648
無形固定資産	63	54
投資その他の資産		
繰延税金資産	612	516
敷金及び保証金	1,763	1,780
その他	66	55
貸倒引当金	△4	△4
投資その他の資産合計	2,437	2,348
固定資産合計	6,079	6,052
資産合計	11,907	11,834

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,723	1,658
１年内返済予定の長期借入金	400	200
資産除去債務	35	57
未払金	1,680	1,318
未払法人税等	350	233
契約負債	372	444
賞与引当金	64	87
販売促進引当金	75	82
店舗閉鎖損失引当金	3	3
その他	778	847
流動負債合計	5,483	4,935
固定負債		
長期借入金	600	500
資産除去債務	897	897
その他	503	490
固定負債合計	2,001	1,888
負債合計	7,485	6,823
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,059	2,078
資本剰余金	810	829
利益剰余金	971	1,476
自己株式	△0	△1
株主資本合計	3,841	4,382
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	268	275
その他の包括利益累計額合計	268	275
非支配株主持分	311	352
純資産合計	4,421	5,010
負債純資産合計	11,907	11,834

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	17,752	20,710
売上原価	7,698	9,602
売上総利益	10,053	11,107
販売費及び一般管理費	※ 8,995	※ 10,016
営業利益	1,058	1,090
営業外収益		
受取利息	3	3
為替差益	0	0
店舗売却益	22	―
手数料収入	7	9
その他	10	9
営業外収益合計	45	22
営業外費用		
支払利息	16	9
その他	1	2
営業外費用合計	18	11
経常利益	1,085	1,101
特別利益		
受取立退料	78	―
固定資産売却益	―	0
特別利益合計	78	0
特別損失		
固定資産除却損	1	0
店舗閉鎖損失	1	―
減損損失	―	62
特別損失合計	3	62
税金等調整前中間純利益	1,160	1,038
法人税等	466	342
中間純利益	694	696
非支配株主に帰属する中間純利益	20	47
親会社株主に帰属する中間純利益	673	649

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	694	696
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△71	0
その他の包括利益合計	△71	0
中間包括利益	622	697
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	612	656
非支配株主に係る中間包括利益	9	41

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,160	1,038
減価償却費	295	354
減損損失	―	62
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	―	△15
賞与引当金の増減額（△は減少）	△3	22
受取利息及び受取配当金	△3	△3
受取立退料	△78	―
支払利息	16	9
店舗売却益	△22	―
固定資産売却益	―	△0
固定資産除却損	1	0
売上債権の増減額（△は増加）	59	178
預け金の増減額（△は増加）	15	△35
前払費用の増減額（△は増加）	△55	△59
未収入金の増減額（△は増加）	15	△51
仕入債務の増減額（△は減少）	△33	△65
未払金の増減額（△は減少）	△62	△133
未払消費税等の増減額（△は減少）	△3	△47
長期未払金の増減額（△は減少）	△39	△36
その他	248	188
小計	1,510	1,407
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	△15	△8
法人税等の支払額	△123	△340
立退料の受取額	78	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,453	1,061

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	－	△247
貸付けによる支出	△1	－
貸付金の回収による収入	1	0
有形固定資産の取得による支出	△1,057	△694
無形固定資産の取得による支出	△0	△4
長期前払費用の取得による支出	△4	△14
敷金及び保証金の差入による支出	△19	△6
敷金及び保証金の回収による収入	9	28
店舗売却による収入	22	－
その他	△16	△19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,065	△957
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△300	△300
自己株式の取得による支出	△1,512	－
配当金の支払額	△124	△140
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,937	△440
現金及び現金同等物に係る換算差額	△86	14
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,636	△322
現金及び現金同等物の期首残高	4,233	3,518
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,596	※ 3,196

【注記事項】

（中間連結貸借対照表関係）

当座貸越契約

当社においては、資金効率の向上及び財務体質の改善を図ることを目的に、取引銀行１行との間で当座貸越契約を締結しております。

当中間連結会計期間における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
当座貸越極度額	300百万円	300百万円
借入実行残高	―	―
差引額	300百万円	300百万円

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給与手当	4,006百万円	4,514百万円
賞与引当金繰入額	99百万円	84百万円
退職給付費用	23百万円	24百万円
貸倒引当金繰入額	1百万円	3百万円
販売促進引当金繰入額	69百万円	69百万円

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	2,602百万円	3,446百万円
預入期間が３か月超の定期預金	△5百万円	△249百万円
現金及び現金同等物	2,596百万円	3,196百万円

（株主資本等関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月９日取締役会決議	普通株式	72	10	2025年３月31日	2025年６月５日	利益剰余金
2025年５月９日取締役会決議	優先株式	52	3,500,000	2025年３月31日	2025年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

2025年６月27日付で第１回優先株式15株を取得請求権の行使により自己株式として取得し、2025年６月30日開催の取締役会決議に基づき、同日に自己株式15株の消却を実施いたしました。自己株式数及び金額は、前連結会計年度末に比べ変動しておりませんが、その他資本剰余金は1,512百万円減少いたしました。

さらに2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年８月12日付で譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、資本金15百万円及び資本準備金15百万円増加いたしました。

この結果、当中間連結会計期間末において資本金が2,059百万円、資本剰余金が810百万円となっております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月８日取締役会決議	普通株式	145	20	2026年３月31日	2026年６月４日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

2026年７月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月12日付で譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、資本金18百万円及び資本準備金18百万円増加いたしました。

この結果、当中間連結会計期間末において資本金が2,078百万円、資本剰余金が829百万円となっております。

（セグメント情報等）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	国内直営事業	国内フランチャイズ事業	海外直営事業	海外フランチャイズ事業	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	11,002	4,814	1,487	159	17,463	288	17,752
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	0	0
計	11,002	4,814	1,487	159	17,463	288	17,752
セグメント利益又は損失（△）	507	861	△51	41	1,358	49	1,407

（注）　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	1,358
「その他」の区分の利益	49
セグメント間取引消去	14
全社費用（注）	△362
中間連結損益計算書の営業利益	1,058

（注）　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	国内直営事業	国内フランチャイズ事業	海外直営事業	海外フランチャイズ事業	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	12,750	5,986	1,418	183	20,339	370	20,710
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	0	0
計	12,750	5,986	1,418	183	20,339	370	20,710
セグメント利益又は損失（△）	445	994	△94	55	1,401	86	1,487

（注）　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	1,401
「その他」の区分の利益	86
セグメント間取引消去	18
全社費用（注）	△415
中間連結損益計算書の営業利益	1,090

（注）　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

当中間連結会計期間において本社移転及びテストキッチンの移転の意思決定を行ったことに伴い、報告セグメントに配分していない全社資産のうち使用見込みのなくなった本社設備等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は62百万円であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

財又はサービスの種類別の内訳

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	国内直営事業	国内フランチャイズ事業	海外直営事業	海外フランチャイズ事業	計		
サービスの提供	10,920	―	1,487	―	12,407	―	12,407
物品の販売	58	4,191	―	2	4,252	288	4,541
その他	23	623	―	156	803	―	803
顧客との契約から生じる収益	11,002	4,814	1,487	159	17,463	288	17,752
外部顧客に対する売上高	11,002	4,814	1,487	159	17,463	288	17,752

（注）　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

財又はサービスの種類別の内訳

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	国内直営事業	国内フランチャイズ事業	海外直営事業	海外フランチャイズ事業	計		
サービスの提供	12,660	―	1,418	―	14,079	―	14,079
物品の販売	60	5,222	―	2	5,284	370	5,655
その他	29	764	―	180	974	―	974
顧客との契約から生じる収益	12,750	5,986	1,418	183	20,339	370	20,710
外部顧客に対する売上高	12,750	5,986	1,418	183	20,339	370	20,710

（注）　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	92円85銭	89円50銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	673	649
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
（うち優先配当額（百万円））	(―)	(―)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	673	649
普通株式の期中平均株式数（株）	7,253,992	7,259,477

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

2026年５月８日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

（１）配当金の総額

普通株式　　145百万円

（２）１株当たりの金額

普通株式　　20円

（３）効力発生日

普通株式　　2026年６月４日

（注）2026年３月31日現在の株主名簿に記載又は登録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月16日

株式会社大戸屋ホールディングス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本　道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤　陽介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蕨　高明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングスの2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。